

改正する法律案要綱	現在の取り組み	影響(課題)	今後の方向性
一 題名及び総則 1 題名 本法において支援の対象を「医療的ケア児及びその家族」から「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に拡大することに伴い、題名を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」に改める。			
2 目的(第1条関係) 目的に、医療的ケア児等及び重症心身障害者についてそれらの意思が最大限に尊重され、必要な支援を受けながら地域社会において自立した生活を営むことができるようにすること、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が安心して暮らすことができる社会の実現を推進すること等を明記する。			
3 定義(第2条第3項及び第4項関係) (1) この法律において「医療的ケア児等」とは、次に掲げる者をいう。 ① 医療的ケア児 ② 医療的ケア児であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの ③ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者 (2) この法律において「重症心身障害者」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいい、重症心身障害児」とは、重症心身障害者のうち児童であるものをいう。	○医療企画課 神奈川県医療的ケア児登録フォーム ・全国的にも課題となっている医療的ケア児の実態を把握し、医療や保育、教育、災害時の支援につなげていくため、登録フォーム事業を実施	○医療企画課 県HPでは、下記の方を対象に登録をお願いしている。 法改正に伴い、対象者の拡大を検討すべきと考える。 【県HP掲載している対象者】 (1)県内市町村(横浜市を除く。)にお住まいの (2)日常的にたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする (3)18歳未満のお子さま(18歳以上の高校生等を含む。)とその保護者の方	○医療企画課 法改正に伴う登録対象者の拡大について、関係所管課とともに検討していく。 ※下記は仮案(今般の法改正における支援対象のうち、重症心身障害者を除いた者を記載。) 【(案)県HP掲載している対象者】 県内市町村(横浜市を除く。)にお住まいの方で (1)日常的にたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする、18歳未満のお子さま(18歳以上の高校生等を含む。)とその保護者の方 (2)医療的ケア児であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である者 (3)日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者
4 基本理念(第3条関係) 基本理念に、医療的ケア児等及び重症心身障害者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、」その日常生活及び社会生活を社会全体で支えること、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が希望する地域において」日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること等を明記する。			
5 学校等の設置者の責務(第7条関係) 在籍する医療的ケア児等及び重症心身障害者に対し、適切な支援を行う責務を有する学校等の設置者として、大学及び高等専門学校並びに専修学校「(高等程に限る。)の設置者を追加する。			
6 支援に関して講じた施策に係る公表等(第8条の2関係) 政府は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表するものとする(地方公共団体については、努力義務)。			
二 医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に係る施策 1 保育を行う体制の拡充等(第9条第2項及び第3項関係) 保育所の設置者等及び放程後児童健全育成事業を行う者が講ずる措置の例示として、喀かく痰たん吸引等を行うことができる介護従事者の配置を追加する。	○次世代育成課 喀痰吸引等の認定特定行為業務に従事する保育士等や看護師等に係る補助を実施している。	○次世代育成課 現行の国の補助事業において、喀痰吸引等を行うことができる介護従事者の配置に関する補助は設けられていない。	○次世代育成課 今後の国の動向を注視するとともに、保育所等における重症心身障害児の利用状況等の把握に努める。
2 社会的養護に係る体制の拡充(第9条の2関係) 国及び地方公共団体は、社会的養護が必要な医療的ケア児及び重症心身障害児ができる限り良好な家庭の環境で養育されるよう、必要な支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。	○子ども家庭課 現状では、特段の取組は行っていない。	○子ども家庭課 超党派医療的ケア児者支援議員連盟の議論によれば、社会的養護について、「里親」に言及していることから、「家庭の環境」とは、里親家庭を意図しているものと思われる。 専門里親は知的障害児等を受入れることはあるが、医療的ケア児や重症心身障害児は、より専門的なスキルが求められる。したがって、専門里親認定に係る研修の拡充が不可欠であり、また、医療的ケアに係る講習の受講や訪問看護の利用等における費用負担等についても整理が必要である。 また、社会的養護が必要な児童については、児童相談所が措置することになるが、現状では、安全性を重視し、より専門性の高い支援を行うことができる医療型障害児入所施設を選択することになってしまう。	○子ども家庭課 国の動向を注視し、どのような支援体制の整備が必要であるかを検討していく。

改正する法律案要綱	現在の取り組み	影響(課題)	今後の方向性
3 教育を行う体制の拡充等 （「第10条第2項及び第3項関係」）			
(1) 保護者の付添いがなくても、授業に出席し、及び修学旅行その他学校等の行事に参加するために必要となる適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、学校等の設置者が講ずる措置の例示として、介護従事者の配置を追加する。	○特別支援教育課 【医療的ケア児支援体制整備事業】 保護者の付添いがなくても授業の出席や行事の参加ができるよう、医療的ケア児が在籍する各県立特別支援学校への看護師配置を行っている。	○特別支援教育課 修学旅行などの宿泊を伴う行事では、夜間に常時医療的ケアの対応を必要とする児童・生徒について、学校看護師の夜間勤務体制が整わないため、保護者付添いを依頼していることがある。	○特別支援教育課 保護者の付添いがなくても宿泊を伴う行事に参加できるよう、夜間に常時医療的ケアの対応を必要とする児童・生徒への支援体制を構築する必要がある。
(2) 国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者が生涯にわたって学習する機会を確保するため、それらの者の生涯学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。			
4 日常生活における支援 （第11条関係）			
国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の地域社会における自立を支援し、並びにそれらの家族の身体的及び精神的な負担を軽減するため、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が、個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、医療的ケアの実施、一時的に預かり必要な保護を行うサービス、夜間に居宅において提供される保健医療サービス又は福祉サービス、通学等の移動の支援、重度訪問介護その他の日常生活において必要な支援を受けられるよう、福祉サービスを提供する事業所への看護師等の配置の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。	○障害福祉課（一時預かり） 医療的ケア児の介護を担う家族の休息等のため、小児医療機関に短期入院で受け入れてもらう「メディカルショートステイ事業」を実施して。 また、医療的ケアが必要な方を障害福祉サービスの短期入所として受け入れる「医療型短期入所事業所」の拡大に向け、参入に関心のある法人に対し、制度やケアに関する講習会の実施や直接訪問を通じて開設の働きかけを行っている。 ○特別支援教育課（通学等の移動支援） 【県立特別支援学校医療的ケア児通学支援事業】 県立特別支援学校に在籍している医療的ケア児を対象に、医療的ケア児通学支援事業を実施し、通学に関する支援を行っている。	○障害福祉課（一時預かり） 平成30年度の医療型短期入所事業所開設促進事業の開始以降、新たに11事業所が開設される一方で、採算面などを理由に、4事業所が事業を廃止されており、地域の受け皿は依然として不足している状況である。 ○特別支援教育課（通学等の移動支援） 市町村が所管する小・中学校や県立高校については通学に関する支援策が少ないのが現状である。また、法改正に伴って医療的ケア児だけでなく重度心身障害者が対象者となることで、市町村が所管する小・中学校や県立高校においても、通学に困難さがあるため通学支援を必要とする児童・生徒の数が増加することが考えられる。	○障害福祉課（一時預かり） 今後は、事業所が直面している運営上の課題や現場のニーズをきめ細かく把握し、さらなる支援策を検討していく必要がある。そのため今年度は、新たに実態調査を実施するとともに、事業者間の意見交換の場を設けることで横のつながりを創出し、受け入れの工夫や好事例の共有を進めていく。 ○特別支援教育課（通学等の移動支援） これまで実施してきた県立特別支援学校医療的ケア児通学支援事業の制度内容や実施方法等について、会議等の場を通じて市町村教育委員会や高校教育課にも情報提供することで、市町村の小・中学校や県立高校における通学支援の体制整備を支援していく。
5 切れ目ない医療の提供 （第11条の2関係）			
国及び地方公共団体は、医療的ケア児及び重症心身障害児が18歳に達した後も切れ目なく地域で必要な医療を受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。	○子ども家庭課 【事業名：小児慢性特定疾病医療費（移行期医療支援センター）】 医療的ケア児や重症心身障害児を含む、小児慢性特定疾病の児童が成人後も適切な医療を受けられるよう、小児期から成人期への円滑な移行期医療を推進するため、2020年4月1日に「かながわ移行期医療支援センター」を開設し、医療機関や患者、家族からの相談を受け、円滑に移行が進むよう努めている。	○子ども家庭課 法改正（条文新設）に伴う影響はない。	○子ども家庭課 引き続き当該事業を継続する。
6 就労の支援 （第11条の3関係）			
(1) 国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の就労の希望の実現に向けて、それらの者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所その他の関係機関等相互の連携を確保しつつ、在宅勤務その他の個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者の特性に応じた就労形態による適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援、医療的ケア児等及び重症心身障害者を雇用し又は雇用しようとする事業主に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。			
(2) 国及び地方公共団体は、必要に応じ、医療的ケア児等及び重症心身障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校等において行われるよう必要な措置を講ずるものとする。			
(3) 事業主は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の雇用に関し、その有する能力を正に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、それらの者の個々の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。			
7 住居の確保 （第11条の4関係）			
国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者がその希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が希望する期間入居できる共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保のために必要な措置を講ずるものとする。	○障害サービス課 令和7年度に実態調査・分析をもとに作成した運営ガイドブックを活用して、委託事業（重症心身障害者等対応グループホーム運営準備支援事業）により法人向けセミナーや成功事例見学を行い、重症心身障害者等に対応したグループホームの新規開設につなげる。		
8 相談体制の整備等（ピアサポートに関する規定の新設） （第12条第2項関係）			
国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が孤独を覚え又は孤立することのないよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が互いに支え合うために交流する活動に対する支援、関係機関等の紹介その他の必要な情報の提供及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。	○障害福祉課 家族会がランチと協働して主催する交流会などの活動に対して、支援金を支給することで、家族会の取組を支援している。	○障害福祉課 現行の支援金支給はイベント実施時の単発的な支援にとどまっており、一連のピアサポート活動を支援できていない。	○障害福祉課 「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が孤独を覚え又は孤立することのないようにする」という法の目的に沿い、家族会への支援方法の見直しを検討する。

改正する法律案要綱	現在の取り組み	影響(課題)	今後の方向性
三 医療的ケア児等支援センター等 1 医療的ケア児等支援センター（第14条第1項関係）			
(1)「医療的ケア児支援センター」の名称を「医療的ケア児等支援センター」に改称するとともに、それを設置することができる者を、都道府県知事から都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区(以下「都道府県等」という。)の長に拡大する。	○障害福祉課 現在は、県が医療的ケア児支援センターを設置、運営しており、各政令市(横浜市、川崎市、相模原市)及び県所管の5圏域の地域相談窓口(ランチ)にて、相談対応等を行っている。	○障害福祉課 法改正に伴い政令市および中核市が独自にセンターを設置できるようになるため、独自設置がなされた場合の当事者や御家族等への影響や、政令市・中核市との連携体制の確保について検討が必要である。	○障害福祉課 政令市および中核市と意見交換を行いながら、影響の把握や整理事項の洗い出しを進めていく。
(2) 医療的ケア児等支援センターの業務として、次に掲げる業務を追加する「(都道府県等の長が自ら行うことも可)。 ① 医療的ケア児等及び重症心身障害者(進行性の疾病その他の事由により医療的ケア児等又は重症心身障害者となる者が相当 度見込まれる者を含む。)並びにそれらの家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。 ② 医療的ケア児等及び重症心身障害者に係る個別避難計画の作成について協力を行うこと。 ③ 災害時において市町村(特別区を含む。)と連携して医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対し必要な情報の提供を行うこと。	”	○障害福祉課 重症心身障害者の相談先としてランチでの対応を想定した場合、ランチへの相談件数のさらなる増加が見込まれる。また、重症心身障害者からの新規相談も寄せられるため、ランチによっては相談受付体制へ影響が生じる。	○障害福祉課 まずは、各圏域における重症心身障害児者の実態(実数や既存の相談体制等)を把握する。 その上で、各ランチとの調整を行いながら、今後の相談体制における課題の洗い出しを進めていく。
2 医療的ケア児等支援地域協議会（第18条の2関係）			
(1) 都道府県等は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援の体制の整備を図るため、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族、学識経験者その他の関係者並びに関係機関等及び関係機関等の業務に従事する者(2)において「関係者等」という。)により構成される医療的ケア児等支援地域協議会(2)において「協議会」という。)を置くことができる。	○障害福祉課 医療的ケア児支援センターの地域相談窓口(ランチ)において、圏域ごとにランチ会議を開催し、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が地域課題の共有や支援体制の充実に向けた協議を行っている。	○障害福祉課 改正法では、重症心身障害児・者が支援対象となることから、関係機関の連携強化や地域課題の共有を図る協議の重要性が一層高まる。	○障害福祉課 各圏域では既にランチ会議等の協議の場を設けていることから、ランチとも調整の上、既存会議体(ランチ会議)の活用も視野に入れて検討を行う。
(2) 協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。			
(3) 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。			
四 補則 1 人材の確保（第20条関係）			
医療的ケアその他の支援を行うことができる人材を確保するために講ずる措置の例示として、当該支援に係る研修の実施方法の適宜の見直しを追加する。	○障害サービス課 重度重複障害者等に対する看護の専門性をより高めるためや新たに重度重複障害者等への看護に関心を広げるため、継続して実施している。また、将来、重度重複障害者への看護分野に進んでもらえるよう、学生向けの普及啓発研修を実施している。また、将来、重度重複障害者への看護分野に進んでもらえるよう、学生向けの普及啓発研修を実施している。 ○障害福祉課 医療的ケア児や重症心身障害児等が地域で安心して生活できるよう、支援の総合調整を担う医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を実施している。併せて、保育所、障害児通所支援事業所、相談支援事業所等において、医療的ケア児等への支援に携わる人材を育成するための研修を実施している。	○障害福祉課 支援対象が重症心身障害児・者へ拡大されることから、準拠する国の養成カリキュラムの見直しが生じた場合、本県の研修内容についても同様の見直しが生じる。	○障害福祉課 国のカリキュラムや研修前の検討会での意見等を踏まえながら、本県の研修内容の見直しを検討する。
2 医療的ケアの提供の在り方についての見直し（第20条の2関係）			
国は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の家族の負担の軽減に資するよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者に対する医療的ケアの提供の在り方について、適宜の見直しを行うものとする。	○障害サービス課 既存の重度重複障害者等支援看護士養成研修事業を基礎編として位置付け、上級者向けの内容をカリキュラムとし、一人職場が想定される職場において、必要なケアや判断を行うための手技・知識を習得するための3日間の実習研修を実施。一人職場で働く不安を少なくし、やりがいをもって働ける人材を育成することを目的としている。		
3 研究開発等の推進（第21条関係）			
(1) 国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の保育、教育、労働その他の日常生活及び社会生活を支援するため、医療的ケア児等及び重症心身障害者の日常生活及び社会生活の質の維持向上に資する技術の研究開発並びにそれらの成果の活用が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。			
(2) 国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の数の把握、医療的ケア児等が医療的ケアを必要とする程度を判定するための基準の定期的な見直しその他の医療的ケア児等及び重症心身障害者の支援のために必要な調査研究が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。			

改正する法律案要綱	現在の取り組み	影響(課題)	今後の方向性
4 地域格差の是正のための検証等(第22条関係)			
(1) 国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する地域格差の是正を図るため、医療的ケア児等支援センターの組織及び運営体制並びに居住する地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの保護者の意思を尊重した教育の実施その他各地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援の状況の検証を行うものとする。	○特別支援教育課 【公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業】 年2回実施している「医療的ケアの体制整備に関する連絡会議」において、それぞれの市町村教育委員会が行っている医療的ケア児への支援体制の状況等について情報交換を行っている。	○特別支援教育課 定期的に会議を開催し、情報交換の場を設定する必要がある。	○特別支援教育課 今後も定期的に会議を開催していくとともに、会議において県教育委員会からも必要な情報提供を継続して行っていく。
(2) 国及び地方公共団体は、(1)の検証の結果を踏まえ、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する地域格差を是正するため必要な措置を講ずるものとする。	○特別支援教育課 【公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業】 上記の会議で情報交換した内容を踏まえ、他の市町村教育委員会での取組の好事例等を生かした体制整備を各市町村教育委員会が進めるよう助言をしている。	○特別支援教育課 定期的に会議を開催して情報交換の場を設定するとともに、それを踏まえた体制整備を各市町村教育委員会が進めるよう助言していく必要がある。	○特別支援教育課 今後も定期的に会議を開催して、会議において県教育委員会からも必要な情報提供や助言を継続して行っていく。
五 その他			
1 施行期日(附則第1条関係)			
この法律は、令和9年4月1日から施行する。			
2 検討(附則第3条関係)			
この法律による改正後の医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律(以下「新法」という。)の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。			
3 その他			
その他所要の規定の整備を行う。			